



2022年10月11日

各位

会社名 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 秀二
(コード番号：7707 東証グロース)
問合せ先 取締役総務部長 田中 英樹
(TEL 047-303-4800 <https://www.pss.co.jp/>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月28日に開催いたしました第37回定時株主総会に付議し、その変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

(1) 事業内容の追加

当社は、PSS新宿ラボラトリー(東京都新宿区)を2021年10月11日に衛生検査所登録しました。これに伴い臨床検査技術の研究受託、研究開発および検査業務の受託を可能にするための変更をするものです。(変更案第2条第11号)

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(3) コーポレート・ガバナンス強化

コーポレート・ガバナンス強化の為に、当社監査役の員数を、3名以内から3名以上にします。(変更案第32条)

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(11) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第16条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (現行どおり)</p> <p><u>(11)臨床検査技術の研究受託、研究開発および検査業務の受託</u></p> <p><u>(12) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第16条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会 (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------|---|
| (新設) | (附則) |
| | (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) |
| | 第1条 変更後定款第17条の規定にかかわらず、 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> |
| | <u>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |
| 第18条～第31条 (条文省略) | 第18条～第31条 (現行どおり) |
| 第5章 監査役及び監査役会 | 第5章 監査役及び監査役会 |
| 第32条 (員数) | 第32条 (員数) |
| 当社の監査役は、 <u>3名以内とする。</u> | 当社の監査役は、 <u>3名以上とする。</u> |
| 第33条～第50条 (条文省略) | 第33条～第50条 (現行どおり) |

3.変更の日程

定款変更承認株主総会 2022年9月28日

定款変更の効力発生日 2022年9月28日

以上